

【アメリカ】トランプ大統領弾劾決議

連邦議会下院は、2019年12月18日、トランプ（Donald Trump）大統領を弾劾訴追する決議（H. Res. 755）を賛成229、反対198で可決した。決議は、第1条：権力の濫用、第2条：連邦議会の妨害の2条で構成されている。弾劾事由は、合衆国憲法第2条第4節弾劾に規定される重大な罪及び軽罪（high crimes and misdemeanors）とされた。具体的には、①トランプ大統領が、2020年米国大統領選挙において、ウクライナへの軍事支援の凍結解除等の見返りに、バイデン（Joseph Biden）前副大統領の調査についてウクライナ政府に介入するよう求めたことにより、国益を損ない、権力を濫用し、米国の安全保障と憲法への脅威となること、②連邦議会下院の弾劾調査に対し、政府の機関や関係者に文書や記録の提出、証言を拒むよう指示したこと、これらが大統領権限の濫用であるとし、弾劾が相当であるとした。

海外立法情報調査室・廣瀬 淳子

・ <https://www.congress.gov/116/bills/hres/755/BILLS-116hres755rh.pdf>

【アメリカ】自閉症への対策を強化する法律

2019年9月30日、自閉症への対策を強化することを目的とする「2019年自閉症に関する協力、責任、研究、教育及び支援法（2019年自閉症 CARES 法）」（P.L.116-60）が制定された。米国では近年、自閉症スペクトラム障害（ASD）の患者数が増加しており、特に子供の場合、疾病予防管理センター（CDC）の調査によると、1992年に出生した子供のおよそ150人中1人がASDと診断されたが、2006年に出生した子供では59人中1人に急増している。こうした事態に対応するため制定された同法は、1944年公衆衛生法（合衆国法典第42編第6A章）を改正し、ASD対策を所管する国立衛生研究所（NIH）の研究活動を拡大し、ASDの要因（可能性のある環境的要因を含む）、診断、早期及び進行中の発見、予防、生涯にわたるサービス、支援、治療的介入及び処置を対象とするものとする。あわせて、NIHの活動に対し、2020～2024会計年度の5年間に、2億9600万ドル（1ドルは約109円）の予算を授権する。

海外立法情報調査室・原田 久義

・ <https://www.congress.gov/116/plaws/publ60/PLAW-116publ60.pdf>

【アメリカ】ニューヨーク州迷惑電話対策規定の改正

ニューヨーク州では、2001年に迷惑電話（勧誘電話）対策規定が定められ、その後、数度の改正が行われた（一般事業法第399-z条）。この主な内容は、①勧誘電話を行うことができる時間帯、当該電話の冒頭で顧客に伝えるべき内容等の規定、②連邦取引委員会（FTC）が作成し、運用する全米勧誘電話拒否登録を、州勧誘電話拒否登録簿として提供することの許容、③録音された勧誘電話の原則禁止、④違法な行為を繰り返す業者の捜査等の手続の規定及びその業者に対する、1つの違反につき1万1000ドル（約119万円）を超えない罰金の徴収等である。しかし、録音された勧誘電話を原則禁止としたことで、かえって自然人による勧誘電話が増加したこと、顧客の連絡先が無断で別の商品販売者（以下「販売者」）等に提供される事例が増加したこと等から、2019年12月2日、一般事業法第399-z条に2つの項を加える法律が成立し、2020年3月1日に施行される（Chapter 572 of the Laws of 2019）。

主な改正点は、次のとおりである。(1)自然人による勧誘電話の場合には、勧誘電話業者又は販売者は、顧客がその電話番号を、販売者ごとの勧誘電話拒否登録簿へ登録することが可能であることを伝える。勧誘電話業者又は販売者は、顧客が登録を希望する場合には、直ちに電話を止め、番号を登録簿に掲載し、又は掲載されるよう手配する、(2)勧誘電話業者又は販売者は、顧客の書面又は電子書式による明白な同意がある場合を除き、顧客から提供を受ける氏名、電話番号及び電子メール・アドレスを含む連絡先につき、他の企業と共有等を行わない。ただし、法律により要求される場合、裁判所命令に従う場合等を除く。

海外立法情報課・中川 かおり

・ https://nyassembly.gov/leg/?default_fld=&leg_video=&bn=A02224&term=2019&Summary=Y&Actions=Y&Committee%26nbspVotes=Y&Floor%26nbspVotes=Y&Memo=Y&Text=Y&LFIN=Y&Chamber%26nbspVideo%2FTranscript=Y

【EU】公共調達におけるクリーン車両の導入促進に関する指令の改正

2019 年 7 月 12 日、「クリーンでエネルギー効率の良い道路運送車両の促進に関する指令」(Directive 2009/33/EC) を全面的に改正する指令 (Directive (EU) 2019/1161) が公布された (全 3 か条と 4 の附則)。改正により、指令の名称が「低排出交通を支援するクリーンな道路運送車両の促進に関する指令」に改められた。改正後の指令は全 13 か条から成り、2019 年 8 月 1 日に施行された。「クリーン車両 (clean vehicle)」は、乗用車・小型商用自動車については CO₂ 等の排出量が一定以下のもの、大型車については一定の代替燃料を利用しているものと定義される。改正前は、車両の購入及び一定の公共交通サービスで利用される車両のみが対象であったが、改正により、車両のリース等やごみ収集、郵便等の公共サービスにも対象が拡大された。また、改正により、指令の対象となる車両全体のうち、クリーン車両が占める割合について、各加盟国が 2025 年及び 2030 年までに達成すべき目標値が導入された。加盟国は、2021 年 8 月 2 日までに指令の内容を国内法化しなければならない。

海外立法情報課・濱野 恵

・ <http://data.europa.eu/eli/dir/2019/1161/oj>**【EU】重量車の CO₂ 排出量の目標値に関する規則**

2019 年 7 月 25 日、「重量車の CO₂ 排出量性能の基準を定める規則」(Regulation (EU) 2019/1242) が公布され、2019 年 8 月 14 日に施行された。同規則は、全 21 か条と 2 の附則から成り、EU として初めて、貨物運搬を目的とした大型トラック等の重量車の CO₂ 排出量の目標値を定めた。

新たに発売される重量車の CO₂ 排出量については、EU 全体で、2025 年には参照期間 (2019 年 7 月～2020 年 6 月) 比で 15%減、2030 年には 30%減を目標とし、重量車の生産者ごとに CO₂ 排出量の目標値が設定される。平均 CO₂ 排出量が目標値を超えた生産者は、2025 年から 2029 年までは超過 1 単位 (gCO₂/tkm) につき 4,250 ユーロ、2030 年以降は 6,800 ユーロの「超過 CO₂ 排出量割増金 (excess CO₂ emissions premium)」を支払わなければならない (1 ユーロは約 121 円)。また、CO₂ 排出量が一定以下のゼロエミッション車や低エミッション車の生産を促進するため、生産者の平均 CO₂ 排出量を算出する際、実際の平均 CO₂ 排出量にゼロエミッション車や低エミッション車の生産量に応じた係数 (0.97～1.0) を掛け、計算上の平均 CO₂ 排出量の数値を減じるという優遇措置も設けられた。

なお、乗用車及び小型商用車については、2030 年までの CO₂ 排出量目標が別の規則 (Regulation (EU) 2019/631) により定められている (本誌 281-2 号 (2019 年 11 月) p.27 参照)。

海外立法情報課・濱野 恵

・ <http://data.europa.eu/eli/reg/2019/1242/oj>

【EU】欧州グリーン・ディールの公表

2019 年 12 月 11 日、同月 1 日に発足した新欧州委員会は、新たに委員長に就任したウルズラ・フォンデアライエン（Ursula von der Leyen）氏の下、新たな成長戦略と位置付ける「欧州グリーン・ディール」（COM(2019) 640 final）と題する政策文書を公表した。

同文書の序論（政策文書の項番 1。以下同様）は、「欧州グリーン・ディール」の目的として、気候変動対策と同時に、経済成長、市民の健康と生活の質の向上、自然保護を実現することを掲げる。続く本論は、①持続可能な EU 経済への転換（項番 2）、②国際社会における EU の指導的役割（項番 3）、③市民社会との協働（項番 4）の 3 つの分野に分けて、今後の計画を示している。附則は、47 項目にわたる主要計画を、実施期限の目安とともに示している。

本論の①持続可能な EU 経済への転換は、変革のための政策策定（項番 2.1）と、EU の政策全般における持続可能性の主流化（項番 2.2）に分けられ、具体的な施策等が挙げられている。

変革のための政策策定（項番 2.1）としては、新たに立法する「気候法（Climate Law）」に、2050 年までに EU の温暖化ガス排出量を実質ゼロにする気候中立（climate-neutral）を実現することを明記し、2030 年までの温暖化ガス排出量削減目標を 40%から 50%以上（1990 年比）に引き上げ、EU 域外からの特定分野の輸入品に対し「炭素国境調整メカニズム（carbon border adjustment mechanism）」（いわゆる「国境炭素税」）を導入すること等が掲げられている。

EU の政策全般における持続可能性の主流化（項番 2.2）としては、化石燃料からの転換に際し特に影響を受ける地域における労働者の職業訓練等を支援する「公正な移行のための基金（Just Transition Fund）」の設立等が掲げられている。

②国際社会における EU の指導的役割の分野では、気候変動対策の強化に関する他国への働きかけの強化（項番 3）、③市民社会との協働の分野では、気候変動に関する市民への情報提供や意見交換、市民活動の支援等を行う「欧州気候協定（European Climate Pact）」の開始（項番 4）等が挙げられている。

2019 年 12 月 12 日に開催された欧州理事会（European Council）は、「欧州グリーン・ディール」に留意し、EU 理事会に対して取組を前進させるよう求めた一方で、2050 年までに気候中立を実現するという目標については、1 つの加盟国（ポーランド）が賛同できなかったとした。このため、欧州理事会は、2020 年 6 月、再度この目標について協議する予定である。

海外立法情報課・濱野 恵

- ・ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?qid=1576459769010&uri=CELEX:52019DC0640>
- ・ <https://www.consilium.europa.eu/media/41768/12-euco-final-conclusions-en.pdf/>

【フランス】住宅不足、高騰する家賃等に対処するための法律の制定

2018年11月23日に、住宅、開発及びデジタルの発展についての法律第2018-1021号が制定され、翌24日に公布された。施行は、この法律において施行日が指定される条項を除き、公布と同日である。この法律は、全4章234か条から成り、特に都市部の住宅不足、家賃高騰などの課題に対処することを目的とし、あわせて、住宅におけるデジタル通信環境の整備（具体的には、光ファイバー回線と4G規格の無線通信網の利用環境の普及・整備）を進めることを目指している。

この法律によって推進される住宅不足・家賃高騰に関する主要施策は、次のとおりである。

①開発パートナー・プロジェクトの創設（第1条）。同プロジェクトは、国が自治体・公施設と連携協定を結び、相互に協力して地域開発を行うものである。②オフィスの住宅への転用の促進（第29条、第30条）。③建設関係の許認可のための書類の整理・削減（第46条）。④家族用住宅建築契約の対象となる住宅の範囲の拡大（第65条）。同契約は、フランスで戸建て住宅を建築・購入するときに用いられる契約の形式で、法令による住宅購入者の保護が充実している。⑤適正家賃住宅組織の統合（第81条）。同組織は、公営住宅の管理を行う組織であり、具体的には住宅公社等が該当する。⑥第三者（特に、賃借人）に対する公営住宅の売却の促進（第88条、第97条）。⑦共同居住の促進（第117条、第128条）。⑧家賃の公的な監視システムを運用し適正な家賃の実現を目指す施策の試行（第139条、第140条）。

海外立法情報課・三輪 和宏

・ https://www.legifrance.gouv.fr/jo_pdf.do?id=JORFTEXT000037639478

【ドイツ】不動産税制改革のための基本法改正及び不動産税法等改正

土地と建物の所有権に対し課税する不動産税（Grundsteuer）は、その租税収益権は市町村に、租税行政権は州と市町村に付与されているが、立法権に関しては、基本法（憲法に相当）第 72 条第 2 項に規定する「連邦領域における等価的な生活環境を創出し、又は、国家全体の利益のための法的若しくは経済的統一を維持するために、連邦法律による規律を必要とする場合」に該当するとして、連邦に競合的立法権が認められていた。しかし、1964 年以降の評価基準（旧東ドイツの州では 1935 年以降）で課税額を決定し、現在の不動産価値を正しく反映したものとなっていなかったため、連邦全体の統一性に欠け、深刻かつ広範な不平等を連邦全体にもたらしているとして、2018 年 4 月 10 日の連邦憲法裁判所違憲判決（BVerfGE 148,147. (BGBl. I 2018 S.531)）は、不動産税制に関する新たな立法を 2019 年 12 月 31 日までに行うことを求めていた。

これを契機として、連邦に不動産税に関する競合的立法権を明示的に付与し、同時に州法によって異なる規制を行うことができる州の税自主権も堅持する形で、基本法第 72 条、第 105 条及び第 125b 条を改正する法律（BGBl. I S.1546）が、2019 年 11 月 20 日に公布され、翌 21 日に施行された。具体的には、連邦の競合的立法権の範囲を規定する基本法第 72 条第 3 項第 1 文に「第 7 号 不動産税」が加わり、第 105 条第 2 項第 1 文として「連邦は、不動産税について、競合的立法権を有する。」が加わり、第 125b 条第 3 項として「第 72 条第 3 項第 1 文第 7 号の領域においては、最短で 2025 年 1 月 1 日からの期間の不動産税の徴収に、異なる州法が根拠とされてもよい。」が加わった。

基本法改正と併せて、不動産税法（BGBl. I 1973 S. 965）や評価法（BGBl. I 1991 S. 230）等を改正する不動産税改革法（BGBl. I S. 1794. 全 18 条から成り、主に 2025 年 1 月 1 日施行。）が 2019 年 12 月 2 日に公布された。同時に、整地済建設用地を流動化するために不動産税法を改正する法律（BGBl. I S. 1875. 全 2 条から成り、2025 年 1 月 1 日施行。）も、同月 5 日に公布された。新法に基づく不動産評価は 2022 年 1 月 1 日に初めて行われ、新しい連邦法又は州法による不動産税制は 2025 年 1 月 1 日から適用される。州は、連邦法とは異なる州法を、2024 年 12 月 31 日までに新たに準備することができる。

海外立法情報調査室・泉 眞樹子

- ・ <http://dipbt.bundestag.de/extrakt/ba/WP19/2499/249990.html>
- ・ <http://dipbt.bundestag.de/extrakt/ba/WP19/2499/249991.html>
- ・ <http://dipbt.bundestag.de/extrakt/ba/WP19/2499/249992.html>

【ドイツ】教育訓練及び雇用の際の国外退去猶予に関する法律

「猶予 (Duldung)」とは、滞在資格がなく国外退去の義務を有する者に対し、一定の理由により一時的に国外退去を猶予するものである（滞在法 (BGBI. I 2008 S. 162) 第 60a 条)。庇護申請が認められず滞在資格はないが、直ちに帰国できない難民に認められるケースが多く、職業訓練期間中には延長される（本誌 269-1 号 (2016 年 10 月) pp.14-15 参照)。猶予身分のまま長期にわたりドイツ国内に滞在している者の数は増え続けており、18 万人弱が外国人登録簿に登録されている (2018 年 11 月現在)。このように不安定な猶予身分にある外国人に対し、長期的かつ法的に安定した滞在の見通しが得られるよう、特に就労につながる教育訓練と雇用に関連して猶予の期間を延長する「教育訓練及び雇用における猶予に関する法律」(BGBI. I S. 1021) が、2019 年 7 月 15 日に公布され、2020 年 1 月 1 日に施行された。これにより、滞在法及び外国人中央登録簿法施行令 (BGBI. I 1995 S. 695) が改正され、滞在法には新たに第 60c 条「教育訓練猶予」、第 60d 条「雇用猶予」が追加される等の改正が行われた。

雇用猶予は、以下の条件を満たす者に、30 か月間の期限で認められる。①2018 年 8 月 1 日より前にドイツに入国した外国人及びその配偶者・生活パートナーであって、②明確な身元確認が行われ、③これまで 12 か月以上の猶予身分を保持し、④週 35 時間以上の社会保険対象の就労実績が 18 か月以上あり（ひとり親の場合は週 20 時間以上）、⑤雇用猶予申請の 12 か月前から自身の就労によって生計を維持することができており、⑥ドイツ語で話すことが十分可能で、⑦連邦領域内での故意による犯罪歴（滞在法又は庇護法に規定する外国人特有の犯罪のうち軽微なものは除く。）がなく、⑧過激派・テロ組織との関係がなく、⑨国外退去処分や国外退去強制命令を受けていず、⑩ドイツ社会への統合コース履修義務がある場合には修了を原則とし、⑪学齢期の子がいる場合、その子が実際に就学し、麻薬栽培等の故意の犯罪で有罪判決を受けていない。また、雇用猶予身分の者の家族として暮らしている未成年の未婚の子は、同一期間の猶予身分が認められる。滞在法第 60d 条「雇用猶予」の規定は、2023 年 12 月 31 日までの時限的な規定で、同日まで申請できる。30 か月の雇用猶予後には、要件を満たし、ドイツ語能力の向上が認められれば、滞在法に基づく滞在許可が認められる可能性がある。

教育訓練猶予は、庇護申請者としてドイツに入国した者が、人手不足職とされる支援職・介護職の国家資格等を取得するための教育訓練を受ける場合に、その期間中、認められる。雇用猶予と同様、明確な身元確認と、過激派・テロ組織との関係がないことが求められる。教育訓練の修了後、そのまま働き続ける場合、ドイツ全国での滞在許可が 2 年間付与される。

海外立法情報調査室・泉 眞樹子

・ <http://dipbt.bundestag.de/extrakt/ba/WP19/2429/242950.html>

【ロシア】チケットの転売を防止するための法律

2019年7月18日、連邦法第193号「連邦法『文化に関するロシア連邦の立法の基礎』の改正について」がプーチン大統領の署名により成立した。同法は1992年に制定された連邦法第3612号「文化に関するロシア連邦の立法の基礎」を改正するもので、2019年9月1日から施行された。同法の規制対象は、演劇やコンサート、展覧会といった文化的催事のチケットの販売である。主な改正点は三つある。第一に、催事の興行主及び興行者と契約を結んだ法人・自然人のみがチケットの販売を行えることになった。第二に、チケットに記載された金額以上の値段でチケットを販売することが禁止された。ただし、興行主と契約を結んで販売を委託された主体は、チケットに記載された定価の10%以内で定価に上乗せして販売することが許される。また、催事の3日前までにチケットが販売者に返品された場合、販売者は購入者に一部又は全額を返金することが義務付けられた。さらに2019年12月27日、連邦法第493号「ロシア連邦行政的違法行為法典の基礎について」が成立し、定価以上の価格でチケットを販売した者は科料に処されることになった。同法は2020年1月12日から施行された。

海外立法情報課・古澤 卓也

- ・ http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_329296/
- ・ http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_341785/

【韓国】軍用飛行場・軍射撃場の騒音の防止及び被害補償に関する法律の制定

民間空港の騒音対策に係る法整備として、2010年3月22日、「空港騒音防止及び騒音対策地域支援に関する法律」が公布されている（同年9月23日施行）。他方、軍用飛行場の騒音対策に係る法整備は遅れていたが、2019年11月26日、「軍用飛行場・軍射撃場の騒音の防止及び被害補償に関する法律」が公布され、軍用飛行場等についても騒音の防止及び効率的な被害補償を目的とした立法措置が講じられた（2020年11月27日施行）。同法は本則26か条及び附則から成り、①騒音対策地域の指定・告示（第5条）、②騒音の防止及び被害補償等に関する5年ごとの基本計画の策定（第7条）、③自動騒音測定ネットワークの構築（第8条）、④軍事作戦等に支障のない範囲での離着陸手順の改善及び夜間飛行・射撃の制限（第11条及び第12条）、⑤騒音被害補償金に係る財源確保（第13条）、補償金支給関連諸規定（第14条～第19条）等が規定された。同法の制定により、民事訴訟を提起しなくとも補償金の支給を受けることが可能となった。支給対象、支給基準、金額等の詳細は大統領令で定められる。

海外立法情報課・藤原 夏人

- ・ http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_K1B9G0A8E2H1S1I2B2O4B1P7N5P9K1

【韓国】青少年のギャンブル依存症対策の強化

近年、韓国では、スマートフォン等からアクセスできる違法賭博サイトの横行が社会問題となっており、とりわけ青少年に対する悪影響が懸念されている。「2018 年青少年賭博問題実態調査」によると、ギャンブル依存症が疑われる青少年は、約 14 万 5 千人と推計されている。青少年のギャンブル依存症対策を強化するため、2019 年 11 月 26 日、「射幸産業統合監督委員会法」が改正された（2020 年 2 月 27 日施行）。同法の改正により、射幸産業統合監督委員会（国務総理の下に設置された、射幸産業の監督、監視等を行う委員会）が策定し、実施する総合計画に「射幸産業からの青少年保護対策」が新たに盛り込まれたほか、同委員会に、学校教育の中で青少年向けギャンブル依存症予防教育を行うために必要な施策を策定し、実施することが義務付けられた。また、韓国の公的ギャンブル依存症対策機関である韓国賭博問題管理センターが、青少年のギャンブル依存症に関する調査及び研究を行うことが明記された。

海外立法情報課・藤原 夏人

・ http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_K1M9M0B3X1M2O1S7C4O6X4P3O4W5K9

【中国】無形文化遺産の代表的伝承者の認定・管理に係る規則の見直し

中国では、無形文化遺産法に基づき、無形文化遺産の代表的な伝承者であって積極的にその伝承活動を行うものを「無形文化遺産代表的伝承者」（以下「伝承者」）に認定する制度が実施されている。伝承者には国家級と地方級の別があり、そのうち国家級伝承者は、2018 年末現在、民間文学、伝統音楽、伝統舞踊、伝統演劇、演芸、伝統運動競技・曲芸等、伝統美術、伝統技芸、伝統医薬、民俗の 10 分野で計 3,068 人である。国家級伝承者に認定された者には、伝承活動への補助として年額 2 万元（1 元は約 15 円）が国から支給されている。

2019 年 11 月 29 日、国家級伝承者の権利義務、具体的な認定・管理手続等について定める「国家級無形文化遺産代表的伝承者認定・管理規則」（文化観光省令第 3 号、全 26 か条）が制定された（2020 年 3 月 1 日施行）。同規則は、2008 年 5 月 4 日に制定された現行の「国家級無形文化遺産項目代表的伝承者認定・管理暫定規則」（文化省令第 45 号、全 18 か条）に代わるものであり、規定内容が詳細化されるとともに、国家級伝承者の認定条件・手続等がより厳格化された。①国家級伝承者の認定は原則として 5 年ごとに文化観光省が行うこと、②国家級伝承者の伝承活動等の義務の履行状況、補助金の使用状況等について年度ごとに評価を実施すること、③正当な理由なく義務の履行を怠り、評価において 2 回不合格となった場合、国家級伝承者の資格を取り消すこと等が、新たな規定として盛り込まれている。

海外立法情報調査室・岡村 志嘉子

・ http://zwgk.mct.gov.cn/auto255/201912/t20191210_849458.html

【ニュージーランド】2019 年選挙改正法

2019 年 12 月 6 日、外国からの国政への干渉を防ぐことを目的とし、「1993 年選挙法」(1993 年法律第 87 号)を改正する「2019 年選挙改正法 (Electoral Amendment Act 2019)」(2019 年法律第 72 号)が制定された(第 15 条・第 16 条を除く各条は 2020 年 1 月 1 日施行。第 15 条・第 16 条は同年 4 月 1 日施行。)。改正法は全 2 章 17 か条から成り、第 1 章で、国政選挙における外国人からの政党及び候補者への寄付金の上限を、現行の 1,500NZ ドル(1NZ ドルは約 70 円)から 50NZ ドルへ引き下げる。外国人とは、①ニュージーランド国外に居住するニュージーランド国民でない又は選挙人登録をしていない者、②ニュージーランド国外で登記された法人、③ニュージーランド国外に本社又は主たる事業所を置く非法人と定義される(1993 年選挙法第 207K 条第(1)項)。また、第 2 章で、オンラインを含むあらゆるメディアにおける匿名による選挙広報を禁止する。法案提出時、アンドリュー・リトル (Andrew Little) 法務大臣はこの改正を、選挙期間中のフェイクニュース等の影響を防ぐものと説明した。

海外立法情報調査室・原田 久義

・ http://www.legislation.govt.nz/act/public/2019/0072/latest/LMS284939.html?search=ta_act_E_ac%40ainf%40anif%40aaif_ac%40bn%40m_25_a&p=3

【マレーシア】労働者住宅・施設最低基準法の改正

労働者住宅・施設最低基準法 (Workers' Minimum Standards of Housing and Amenities Act 1990: Act 446. 1990 年 8 月 22 日制定、同年 12 月 1 日施行。以下「1990 年法」)は、雇用主が農業、鉱業等に従事する労働者(従業員)に対し、十分な住宅・施設を提供することを保証するため、人的資源省労働局長にその監督権限を付与する法律である。住宅・施設には、水道及び電気が配備された住居、保育施設、コミュニティ・ホール等が含まれる。2019 年 9 月 18 日、1990 年法の改正法 (Workers' Minimum Standards of Housing and Amenities (Amendment) Act 2019: Act A1604.) が制定され、同月 23 日に公布された。改正法は、全 21 か条から成り、改正の目的は、国際労働基準に準拠した新たな最低基準を策定することにある。

主な改正点は、次のとおりである。①1990 年法は、マレーシア全土に適用されたが、改正法は、マレー半島及びラブアン連邦直轄領に適用範囲が限定された。改正法の効力の及ばないボルネオ島のサバ州及びサラワク州では、それぞれの州の労働条例に改正法の規定が盛り込まれる。②1990 年法は、雇用主が提供する住宅・施設に従業員の 4 歳未満の被扶養者が 10 人以上居住する場合、雇用主に保育施設を設置することを義務付けていたが、改正法により、被扶養者の人数が 5 人以上とされた。③改正法は、住宅・施設を提供する際の雇用主又は住宅提供者の義務及び責任として、男女別の住宅提供、従業員の安全確保のための予防措置の実施、関連法に基づく火災安全対策の実施、関連法に基づく電気配線システムの安全性の確保、医療支援体制の確保、感染症予防措置の実施という 6 要件を新たに規定した。④改正法により、雇用主は、住宅提供に伴い発生する家賃を従業員の賃金からの控除によって徴収することが可能となった。

海外立法情報課・日野 智豪

・ http://www.federalgazette.agc.gov.my/outputaktap/aktaBI_20190923_WJW014169BI.pdf